

## 令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置の報告について

令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、下記のとおり、公表します。

### 記

#### 1 決算の不認定に係る経緯について

令和4年第2回定例会9月議会に、令和4年議案第67号「令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算」を監査委員の意見を付して提出し、市議会の認定を求めたところ、同議案は賛成少数で不認定とされた。

#### 2 不認定となった日

令和4年10月12日

#### 3 決算の不認定を踏まえた措置について

##### (1) 市民全員・飲食店サポート事業の専決処分について

令和3年8月臨時会に提案した議案第70号令和3年度明石市一般会計補正予算（第5号）の市民全員・飲食店サポート事業について、市が早急に事業を実施する必要があるとの理由で、専決処分により事業を実施したことは、経費削減を求めて議案を継続審査とした市議会の意思決定に反する、また、事業の実施にあたって、サポート券の個人単位の配送や随意契約による配送委託先の決定などにより多額の税金が無駄になったとの指摘を受けた。

市民全員・飲食店サポート事業は、令和3年8月2日から本市が3度目のまん延防止等重点措置の対象地域となるなど、新型コロナウイルス感染症の流行により苦しむ市民、事業者の切実な声を受け、市民生活と事業活動への支援を早急に実施する必要があると判断したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月12日付で専決処分により、予算措置し事業を実施したものである。

事業の実施にあたっては、令和3年第2回定例会12月議会の報告第17号令和3年度明石市一般会計補正予算（第5号）専決処分不承認に係る措置の報告の事のとおり、配送に係る経費削減などその時点における最善の方法を検討し、必要な措置を講じた。

なお、令和4年第1回定例会6月議会の議案第59号令和4年度明石市一般会計補正予算（第4号）のサポート事業（第2弾）の実施にあたっては、市議会からの意見も踏まえ、世帯単位での配送や入札による配送委託先の決定など、更なる経費削減策を講じているものである。

(2) あかし生活・地域経済応援キャンペーン事業の未実施について

市議会から、令和3年第1回定例会3月議会に提案した議案第32号令和3年度明石市一般会計予算にあかし生活・地域経済応援キャンペーン事業に係る費用が計上され、市議会が議決したにもかかわらず事業が実施されなかったことは、議会軽視であり財政運営に疑義があるとの指摘を受けた。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度は、令和3年6月末までの高齢者・障害者サポート利用券発行事業や、6月から7月にかけてのワクチン集団接種の取組、8月以降の市民全員・飲食店サポート事業など、全庁挙げて市民生活及び事業活動の支援に取り組んできた。また、令和4年1月からは、国の18歳以下へ10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業など国県の経済対策が進められた。あかし生活・地域経済応援キャンペーン事業については、感染症の拡大状況や、これらの事業との重複をできる限り避け、効果的な経済対策とするため、予算を令和4年度へ繰り越したものである。

なお、令和4年度の事業実施にあたっては、兵庫県の補助金も活用できる3割おトク商品券事業の第2弾として、他の経済対策との重複を避け9月から10月にかけて実施した。

(3) ふるさと納税寄附金の活用について

市議会から、令和3年度ふるさと納税寄附金の応援プラン「明石ダコの保護」に対して約4,300万円の寄附金をいただいたにもかかわらず、「明石ダコの保護」に活用された事業費は約180万円であり、令和2年度一般会計歳入歳出の決算において、寄附者の思いに沿った活用がされていないと市議会から指摘を受けながら、令和3年度一般会計歳入歳出決算においても見直しがされていないとの指摘を受けた。

令和3年度ふるさと納税寄附金の応援プラン「明石ダコの保護」に対していただいた約4,300万円の寄附金については、産卵用タコつぼの投入や稚魚の放流等を行う栽培漁業推進事業に約180万円を、漁船保険やのり養殖共済への補助をはじめとする水産業の支援を行う水産一般振興事業に約4,100万円を活用している。

また、令和4年第2回定例会9月議会に提案した議案第64号令和4年度

明石市一般会計補正予算（第5号）の豊かな海づくり事業では漁礁の設置や産卵用タコつぼの追加投入に係る費用を計上し、市議会の議決を得て予算措置を講じた。これは、令和2年度一般会計歳入歳出の決算において、市議会から寄附者の思いに沿った活用がされていないと指摘を受けたことと、令和3年度ふるさと納税寄附金の応援プラン「明石ダコの保護」に対して約4,300万円の寄附をいただいたことを考慮した追加事業で、令和2年度一般会計歳入歳出決算における不認定が決定した令和3年10月から事業化の検討を開始し、漁業関係者に事業の内容や手法などについてご意見を賜り、漁期等を踏まえた適切な時期に協力を得て実施する必要があったため、本事業の実施までに相応の期間を要し、令和4年度の実施となったものである。

また、令和4年度の応援プランの名称については、「明石ダコの保護」から「豊かで安全な海づくりを応援」に見直すとともに、寄附者の理解を図るため、寄附金の活用方法についてホームページ等に明記したところである。

#### （4） 投資的経費の確保について

市議会から、インフラ施設の老朽化に対応するための投資的経費の確保は喫緊の課題であり、認識が足りないとの指摘を受けた。

インフラ施設等に関する投資的経費については、計画的かつ年次的に必要な事業を適宜適切に実施しているところであり、今後も、各分野における喫緊の課題の解決に向けて、毎年予算編成において必要な予算措置を講じる。